

第27号

(通巻第71号)

令和4年(2022年)3月

特別支援教育 ほっかいどう

Journal of Special Needs Education in HOKKAIDO

特 集

特別支援教育
オンライン・スタディ・ガイド

～本道の特別支援学校におけるICT活用実践事例集～

北海道立特別支援教育センター

特別支援教育ほっかいどう第27号

(通巻第71号)

特別支援教育オンライン・スタディ・ガイド

～本道の特別支援学校におけるICT活用実践事例集～

巻頭言

- 本道の特別支援学校におけるICTの活用実践と今後の展望
北海道立特別支援教育センター所長 日向 正 明…P 1

特別寄稿

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けたICT活用の意義
北海道教育庁ICT教育推進局
ICT教育推進課長 柴 田 亨…P 2

特集

- 道内の特別支援学校による取組事例集
…P 6

提言 1

- 教員のICT活用指導力向上に向けた特別支援学校の取組
北海道星置養護学校ほしみ高等学園教諭 小林 義 安…P 13

提言 2

- 校務の情報化に向けた特別支援学校の取組
北海道網走養護学校教諭 古 谷 太 一…P 15

市町村

- 本道の自治体における特別支援教育の取組とこれからの展望（美瑛町）
北海道教育庁上川教育局教育支援課義務教育指導班
主任指導主事 鎌 田 隆 仙…P 17

関係機関

- 児童相談所における相談の現状と、教育機関との連携
北海道中央児童相談所地域支援課長兼庶務係長 黒 澤 聡…P 23

長期研修

- 令和3年度（2021年度）北海道立特別支援教育センター
長期研修生の取組
夕張市立夕張中学校教諭 松 島 あすか…P 26

〈巻頭言〉

「本道の特別支援学校におけるＩＣＴ活用実践と今後の展望」

北海道立特別支援教育センター
所長 日向 正 明



令和３年（2021年）12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、教育のデジタル化のミッションは「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指し、ストレスのないＩＣＴ環境とともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることであるとされています。

一方、学校現場では、特別な支援を要する児童生徒、日本語指導を必要とする児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒など、多様な背景や認知特性等を有する児童生徒が在籍し、様々な実態の学校が存在する中で、「学校で」、「教師が」、「同時に」、「同一学年の児童生徒に」、「同じ速度で」、「同じ内容を」教える、という従前の学習指導の基本的な枠組みでは十分に対応できない可能性が生じているとの指摘もあります。

このような課題に対し、「１人１台端末配備・高速通信網接続・クラウド活用」を基本とする「ＧＩＧＡスクール構想」の下で、「令和の日本型学校教育」の構想を現実のものとする必要があるとされています。

また、文部科学省は令和４年（2022年）２月25日、初等中等教育段階の教育政策の改革方針を示すものとして「教育進化のための改革ビジョン」を公表しました。これは新型コロナウイルス感染症を契機として様々な生活様式が変わったこと、また、デジタル化が急速に進むなかで、初等中等教育段階の教育政策について、「令和の日本型学校教育」の具体的な進め方等、教育進化のための改革方針を示すものです。具体的な内容として、「誰一人取り残さず個々の可能性を最大限に引き出す教育」、「教職員が安心して本務に集中できる環境」の２つを基本理念とし、「４つの柱」として、①「リアル」×「デジタル」の最適な組合せによる価値創造的な学びの推進、②これまでの学校では十分な教育や支援が行き届かない子供への教育機会の保障、③地域の絆を深め共生社会を実現するための学校・家庭・地域の連携強化、④教職員が安心して本務に集中できる環境整備を掲げています。

「ＧＩＧＡスクール構想」の推進により、令和２年度末までに北海道のほぼ全ての小・中学校、特別支援学校（小・中学部）に１人１台端末が整備され、令和３年度（2021年度）からＩＣＴを活用した学習が本格的に始まりました。北海道教育委員会では、ＩＣＴに関する情報を掲載した広報誌「ＧＩＧＡワールド通信」を令和３年（2021年）５月より発行するなどして、ＩＣＴを効果的に活用した教育活動に向けた学校への支援を行っています。また、当センターにおいても、「特別支援教育ほっかいどう」第26号（通巻第70号）を令和３年（2021年）３月に発行し、校内のＩＣＴ環境の整備や障がい種ごとのＩＣＴ活用に関する基礎的・基本的な内容、ＩＣＴを活用した授業づくりの工夫等についてガイドブックとしてとりまとめました。

このような現状を踏まえ、本号「特別支援教育ほっかいどう」第27号（通巻71号）は、ＧＩＧＡスクール構想の下で整備された一人一台端末の積極的な利活用の重要性に鑑み、前号に引き続き、本道の特別支援教育におけるＩＣＴ利活用の更なる充実に向けた特集記事を掲載することとしました。本特集記事は、「特別支援教育オンライン・スタディ・ガイド～本道の特別支援学校におけるＩＣＴ活用実践事例集～」をテーマとし、各教科及び指導形態におけるＩＣＴ活用の事例や、校内研修の取組、校務の効率化の具体的な取組について、道内の特別支援学校における実践事例を取りまとめて掲載しています。

本号を自校の取組を振り返る契機にさせていただき、取組の充実にお役立ていただければ幸いです。

〈特別寄稿〉

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けたＩＣＴ活用の意義



北海道教育庁ＩＣＴ教育推進局ＩＣＴ教育推進課長 柴田 亨

はじめに

今般改訂された学習指導要領では、情報や情報手段を主体的に選択し活用するために必要となる情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力として位置付けています。こうした資質・能力を児童生徒に身に付けさせるために、国は、ＧＩＧＡスクール構想の下、学校における高速ネットワーク環境の整備や１人１台端末の実現を目指すことが示しました。

このことを受け、本道においても、学校におけるＩＣＴ環境の整備が進み、令和３年度（２０２１年度）からは小・中学校及び特別支援学校小・中学部において１人１台端末環境での学習が本格的に開始されました。

また、高等学校及び特別支援学校高等部においても、新学習指導要領が実施される令和４年度（２０２２年度）入学生から、保護者負担または就学奨励事業などにより購入した端末を活用し、１人１台端末を活用した学習活動を行えるよう準備を進めています。

１ 学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

ＩＣＴを活用して、児童生徒の学習活動を充実させるためには、ＩＣＴの特性や利点を理解した上で、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が必要となります。学校における基盤的なツールとなるＩＣＴを最大限活用しながら、多様な児童生徒を誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と児童生徒の多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実が図られることが求められます。



【個別最適な学び】



【協働的な学び】

実際の学校における授業づくりに当たっては、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の要素が組み合わさって実現されていくことが多いと考えられます。例えば、授業の中で「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かし、更にその成果を「個別最適な学び」に還元するなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に取り組むことが大切です。

さらに、ＩＣＴを活用し、学校の授業と家庭における学習を組み合わせることにより、学校の授業を学校でしか実施できない内容に重点化することも可能となります。

このような学校の授業と家庭での学習をサイクルとして捉える「新しい学習スタイル」の実践が学びの質を高めることにつながるものと考えています。

２ 本道におけるＩＣＴ教育推進の現状

道内の小・中学校等では、全ての学校において「全学年」または「一部の学年」で端末の活用が進められており、ＩＣＴの効果的な活用を含め、児童生徒の個性と可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させる実践が始まっています。

道内の学校では、例えば、端末の録画機能を活用して実験結果等をより深く分析・考察をしたり、端末を活用して意見を交流し合い、思考を深めたりするなどの取組が進められている一方で、教員のＩＣＴを活用した指導経験に差があることや、校内研修が必ずしも十分ではないといった課題も見られます。

こうした状況を踏まえ、道教委としては、教職員や市町村教育委員会の職員を対象とした効果的なＩＣＴ活用などに関する研修を充実させるとともに、ＩＣＴに係る実践研究やポータルサイトによる情報発信などを通じて効果的な事例の普及を図るなど、教職員一人一人のＩＣＴ活用指導力の向上に努め、各学校における教育活動の改善に取り組んでいます。

【学習活動の視点から見た情報活用能力一覧】

学習活動の視点から見た情報活用能力一覧（参考例）			
学校段階			
小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校
・身近なところから様々な情報を収集する方法	・調査や資料等による基本的な情報収集の方法	・調査や実験・観察等による情報の収集と検証の方法	・情報通信ネットワークなどからの効果的な情報の検索と検証の方法 ・調査の設計方法
・簡単な絵、図、表、グラフを用いた情報の整理 ・相手に伝わるようなプレゼンテーション	・表やグラフなどを用いて情報を整理 ・相手や目的を意識したプレゼンテーション	・目的に応じて、表やグラフを用いて情報を整理 ・聞き手とのやりとりを含む効果的なプレゼンテーション	・目的に応じて、表やグラフを用いて情報を統計的に整理 ・クラウドサービス、Webページ、SNS等による発信・交流の方法
・情報活用を振り返り、よさを見つけること	・情報活用を振り返り、改善点を見出すこと	・情報及び情報技術の活用を振り返り、効果や改善点を見出すこと	・物事を批判的に考察・判断 ・情報及び情報技術の活用を効率化の観点から評価・改善
・大きな事象の分解と組み合わせの体験	・単純な繰り返し・条件分岐・データや変数などを含んだプログラムの作成、評価、改善	・意図した処理を行うための最適なプログラムの作成、評価、改善	・問題発見、解決のための安全・適切なプログラムの作成、動作の確認及びデバッグ等
・適切な手順の組み合わせを考え、実行	・問題解決に向け、見通しを立てて手順の組み合わせを考え、実行	・問題解決に向け、計画を立案し、他者と協働しながら実行	・問題解決に向け、複数の計画を立案し、評価・改善しながら実行
・プログラミングの学びを振り返り、良さを見付けようとする	・プログラミングによる学びを振り返り、改善点を見出そうとする	・プログラミングの学びを振り返り、効果や改善点を見出そうとする	・プログラミングの活用を効率化の視点から評価し、改善しようとする

文部科学省では、「情報活用能力の体系表例」により、各学校段階において、育成が求められる資質・能力の具体例を示しています。道教委では、これを基に、より具体的な「学習活動の視点から見た情報活用能力一覧」を作成し、発達の段階に応じた情報活用能力を分かりやすく各学校に周知しています。また、各教員が効果的にＩＣＴを活用した授業を計画できるよう、学年や教科の特性に応じた授業モデルを作成するなどして、授業改善を支援しています。さらに、教員のＩＣＴ活用指導力の向上を図るため、ＩＣＴ活用に関する、管理職員や教員を対象とした研修や、学校職員のほか、市町村教育委員会の職員も含めた研修などを実施しており、本年４月から８月までに合わせて140回以上、延べ6000人を超える教職員が研修を受講しています。

各学校において、ＩＣＴを効果的に活用して「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組んでいくためには、教員の指導力向上はもとより、ＩＣＴに関して幅広い知識等を有する情報通信技術支援員、いわゆるＩＣＴ支援員など、外部人材を効果的に活用し、教員のＩＣＴ活用に関する日常的な支援や児童生徒への技術的な支援ができる体制を整備していくことが大切です。

令和３年10月現在、道内においてＩＣＴ支援員を配置している自治体は約22％であり、その大半が資格要件を課さずに募集しているという現状があります。このため、道教委では、ＩＣＴ支援員が行う効果的なサポート事例を示して、その有用性など参考となる情報を掲載したリーフレットを作成し、市町村教育委員会に対しＩＣＴ支援員の一層の配置を促し、学校におけるＩＣＴ環境の充実が図られるよう取り組んでいます。



【リーフレット】

3 ICT教育推進局 ICT教育推進課の取組

(1) ICT活用授業指針

道教委では、全道の教員がＩＣＴ活用の必要性や目的を共有し、ＩＣＴ活用を進めていくことができるよう、令和２年（2020年）８月に「ＩＣＴ活用授業指針」を策定しました。

本指針では、身近な道具の一つとしてＩＣＴ機器を活用することで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現し、学びの質を高めることなどを目指すことや、その実現に向けた具体的方策について示しています。



【ICT活用授業指針】

(2) ICT活用ポータルサイト

インターネット上でICT活用授業に関する情報を検索すると、情報が分散していて必要な情報にたどり着くことが難しいと感じることがあります。そこで、道教委では、教員が授業等でICTを活用する際に参考となる資料や、インターネット上の関連するサイトへのリンクなどを掲載した「ICT活用ポータルサイト」を開設し、ここを起点に、ICTに関する様々な情報にアクセスできる入口として、また、研修の素材としての機能を持たせています。



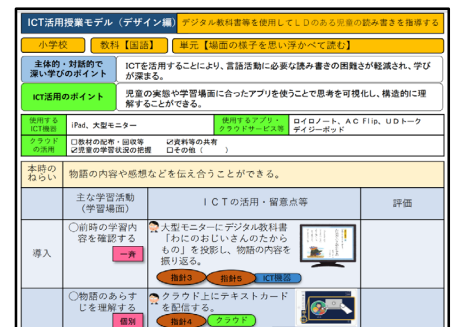
【ICT活用ポータルサイト】

(<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ict/index.html>)

(3) ICT活用授業モデル

学校では、授業にICTを活用する具体的な方法についての情報が欲しいという声をよく聞きます。そこで、授業におけるICT活用の事例として、「ICT活用授業モデル」を作成し、ポータルサイトに掲載するなどして、全道の学校へ情報提供しています。

授業モデルは、授業の中でICTを活用する場面を切り取り、利用する機器やアプリについて具体的に示した「T i p s 編」と、1 単位時間の授業の流れを、学習指導案のように示した「デザイン編」の2 種類の切り口で作成した事例を集めたデータベースとなっており、それらを組み合わせることで、新たな工夫をしています。

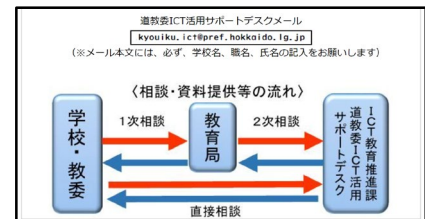


【ICT活用授業モデル「デザイン編」】

(4) ICT活用サポートデスク

道教委では、令和３年度からＩＣＴ活用サポートデスクを設置し、学校や市町村教育委員会からのＩＣＴ活用に関する相談に対応しており、ＩＣＴ機器の利用方法やネットワークの設定、授業での活用方法などについて相談を受けています。

(ICT活用ポータルサイト参照)

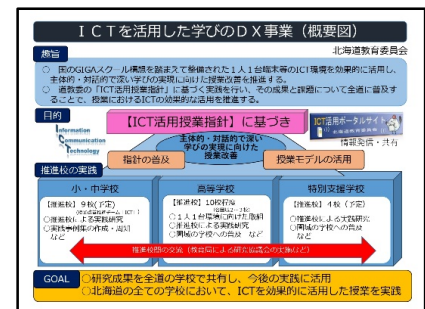


【ICT活用サポートデスク】

(5) ICTを活用した学びのDX事業

道教委では、ICTを活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するため、「ICTを活用した学びのDX事業」を実施しています。

本事業では、小・中学校 9 校、高等学校10校、特別支援学校 4 校を推進校に指定しています。推進校では、ICTを活用した授業改善を実践し、効果的な事例や校内体制構築の取組、実践上の課題等を校種横断的に共有し、その成果を全道の学校に発信します。



【ICTを活用した学びのDX事業】

(6) ICT活用「みんなで研修プログラム」

ICTを効果的に活用するためには、教員のICT活用指導力の向上が欠かせません。道教委では、教員や管理職向けに計画的な研修を行うとともに、教員が「いつでも」、「どこでも」、「何度でも」研修に取り組むことができるよう、研修用の動画と資料を作成し、ICT活用ポータルサイトで公開しています。



【「みんなで研修」プログラム】

(7) GIGAワールド通信

道教委では、ICTに関する情報を集めた広報誌「GIGAワールド通信」を作成しています。各学校への通知に加え、ICT活用ポータルサイトへの掲載、道教委メールマガジンや道庁ブログ等も活用し、広く発信しています。

今後も、ICTを効果的に活用した教育活動を進める上で参考となる情報を提供していきます。



【GIGAワールド通信】

4 今後の方向

ICTの活用は知識や技能の習得のみならず、児童生徒間での思考・判断・表現や、学習状況の共有、学びの振り返りを行う際の有効な手段にもなります。

従来は伸ばすことが難しかった情報活用能力のような資質・能力の育成や、他の学校・地域や海外との交流など、簡単には実現できなかった学習活動が、より行いやすくなることも期待されます。

学習の場でもあり生活の場でもある学校や家庭において、端末を日常的に活用することでICTの活用が特別なことではなく当たり前のこととなるようにすることは「社会に開かれた教育課程」を実現する上でも極めて重要なことであり、児童生徒自身がICTを「文房具」として自由な発想で活用できるよう環境を整え、自らの学びをデザインすることが求められています。

また、特別支援教育におけるICTの活用については、障がいのある児童生徒が個々の才能を伸ばしながら豊かに学んでいくために、障がいの状態等に応じて教材の拡大や音声の補助等により、思考を促したり理解を深めたりするなど、ICTを有効に活用し、個々の能力や特性に応じた指導内容や指導方法を工夫することが重要です。

道教委では、道立特別支援教育センターのウェブページ等を活用して、先進的な学校の取組を紹介するほか、それぞれの特性等に応じた学習活動を促す動画教材を普及するとともに、ICTの利活用に関する研修会を実施して、教職員の専門性の向上に努めており、今後も引き続き、こうした取組の充実に努めるほか、ICTの活用により、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学びが一層充実するよう支援していくことが重要であると考えています。

〈特集〉

「道内の特別支援学校による取組事例集」

国語科「ビデオやボイスメモを活用した『読むこと』領域の指導」

対象児童の様子

- ・声が小さかったり、単語を読むことはできるが、文章を読むと一文字ずつ逐次読みになってしまったりする児童

ICT活用の意図

- ・ビデオ機能やボイスメモ機能を活用し、音読中の音声を録音するとともに自分の音読時の声の大きさや、文章を文節で区切りながら音読できているか、録音したデータを聞き返すことで客観的に自分を振り返る場面を設けるようにします。

ICT活用の成果

- ・読み聞かせに親しんだり、文字を拾い読みしたりして、いろいろな絵本や図鑑などに興味をもつことができました。
(知・技)
- ・絵本を見て、好きな場面を伝えたり、言葉などを模倣したりする様子が見られるようになりました。(思・判・表)



【録画録音機能を用いた絵本の音読学習】

国語科「『UDトーク』を活用した『話すこと』領域の指導」

対象生徒の様子

- ・視界に入るものや身の回りの音などの刺激に気を取られやすく、日常生活において、相手の意図や場の状況に応じた会話のやり取りができていないか不安を感じやすい生徒

ICT活用の意図

- ・当該アプリを活用し、会話を文字起こしして、話の流れを「見える化」することで、会話のやり取りを時系列に沿って振り返ったり、相手の発言を読み返しなが、その発言の意図を理解したりする場面を設けるようにします。

ICT活用の成果

- ・言葉には、考えたことや思ったことを表す働きがあることを理解することができました。(知・技)
- ・話し手が伝えたいことなど、話の内容の中心を捉えることができるよう、視覚的な情報を併せて注意して聞くことにより、話の内容を捉えることができました。(思・判・表)



【コミュニケーション支援アプリ
UDトーク】

算数・数学科「問題場面の数量の関係に着目した指導」

対象生徒の様子

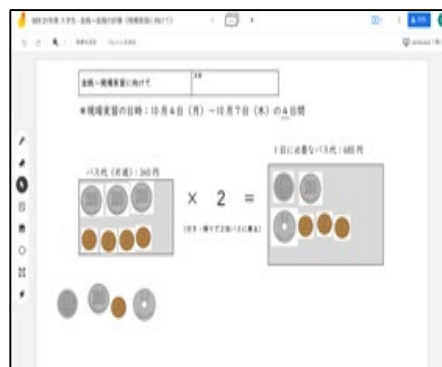
- ・ 黒板や画面を見てワークシートに視写することに苦手さがある生徒

I C T 活用の意図

- ・ これまで、紙面で作成していたワークシートを Jamboard で作成し、I C T 機器のタッチパネルを操作して記入するようにすることで、書くことの負担の軽減を図ります。

I C T 活用の成果

- ・ 問題場面の数量の関係に着目し、500 円玉がある場合とない場合等、場面を変えるとどのような式になるかを考え、伝え合ったりしながら、数量の関係や思考の過程を表すといった、本時の目標に正対した活動により多くの時間を割り当てることができました。
(思・判・表)



【Jamboard を用いたワークシート】

理科「クラウドを活用した教科学習『生命』」

対象生徒の様子

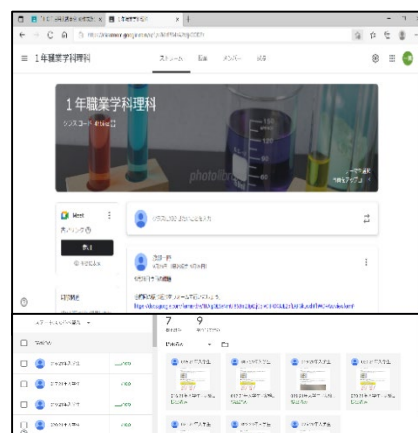
- ・ 配付されたワークシートをファイリングしたり、他者とお互いの考えを交流したりしながら学習することが苦手な生徒

I C T 活用の意図

- ・ Google Classroom を活用することにより、ファイリングに時間を割かずに資料の閲覧やワークシートへの入力、課題の提出に取り組むなど、主体的に個人で学習に取り組む場面を保障するようにします。

I C T 活用の成果

- ・ 呼吸や消化のしくみについて、基礎的・基本的な内容を確実に理解することができました。(知・技)



【理科で活用している Google Classroom】

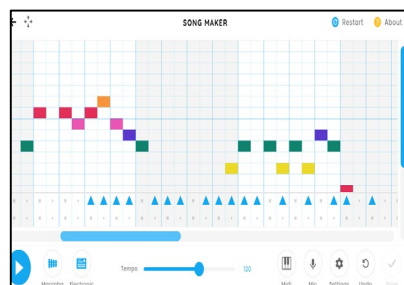
音楽科『Chrome Music Lab』を活用した『話すこと』領域の指導

対象生徒の様子

- ・聴覚短期記憶に弱さがあり、友達が作ったリズムを覚えたり、共有しながら練習に取り組むことが難しい生徒

ICT活用の意図

- ・自分の創作したリズムを視覚的に振り返ったり、他者が作成したリズムを共有したりするなど、授業で創作した各自のリズムを再生・共有する場面を設けます。



【Chrome Music Lab の Song Maker で作成したデータ画像】

ICT活用の成果

- ・自分のイメージを膨らませたり、他者とイメージを共感したりして、表したい創作表現について考え、どのように創作表現するかについて思いや意図をもつことができました。(思・判・表)

図画工作科『ビデオ映像』を活用した観賞の指導

対象児童の様子

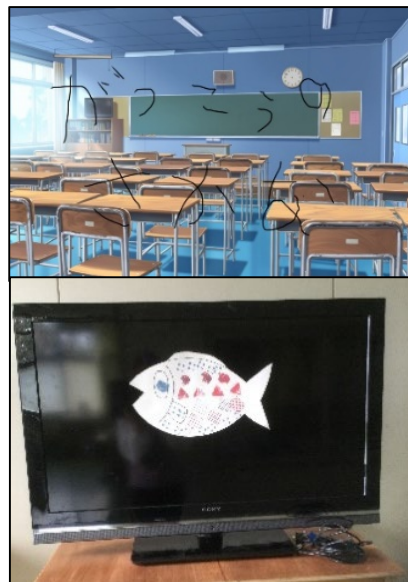
- ・自他の作品を振り返る際に、興味関心をもちにくい児童

ICT活用の意図

- ・描画した作品をカメラ機能で保存し、音楽を挿入してビデオファイルを作成したり、作成したビデオファイルをタブレット端末に保存するなど日常的に自ら振り返ったりする場面を設けます。

ICT活用の成果

- ・自分の作品に題名や名前を付けたり、音楽を付けるなどの表し方の面白さなどについて感じ取ることができました。(思・判・表)



【作品のビデオ動画による振り返り】

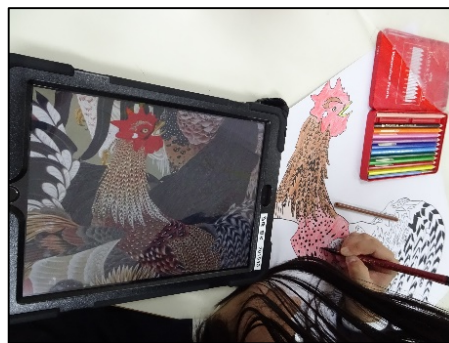
美術科「ピンチアウト機能を活用した、作品などの造形の要素に着目させる指導」

対象生徒の様子

- ・細部に注目して見るのが苦手であるとともに、対象や事象を見つめ感じ取ったことや考えたことを、自分の言葉で伝えたり、自分の作品に生かしたりすることが苦手な生徒

I C T 活用の意図

- ・タブレット端末の写真機能を活用して対象となる絵画の画像を撮影し、自らピンチアウト機能を活用して、細部を観察し、表現に合う描画材料の中から、表現にあう素材を選択する場面を設けます。



I C T 活用の成果

- ・細部を確認することで、生徒自らが強く表したいことを心の【タブレットの写真機能を活用した表現活動】中に思い描くことができるようになったことから、自分の発想や構想したことを、材料や用具を生かしながら作品の表現方法の工夫につなげることができました。(思・判・表)

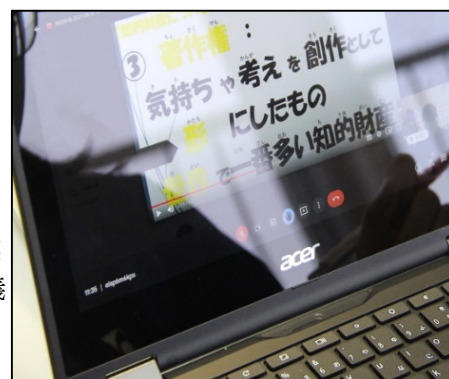
情報科「『A 情報社会の問題解決』における情報機器の基本的な用途の指導」

対象生徒の様子

- ・文字の読取りや、言葉の聞取り・言語表出が苦手な生徒

I C T 活用の意図

- ・「With コロナ・After コロナ」期を見据えたオンライン授業に生徒が対応できるよう、普段の授業においてウェブ会議サービス（Google Meet）の操作を身に付ける場面を設けるようにします。
- ・家庭においても生かすことのできる力が向上するように指導するとともに、学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるようにします。



【Google Meet で画面の共有】

I C T 活用の成果

- ・クラウド上での情報のやり取りや、遠隔通信システムを用いた画面の共有などの情報機器やソフトウェア等に関する基本的な知識と操作方法を知ることができました。(知・技)

保健体育科「カメラ機能を活用した陸上競技『リレー』の指導」

対象生徒の様子

- ・自分の動作や行動を振り返ることが難しく、他者の意見を受け入れにくい生徒

I C T 活用の意図

- ・自分や他者のバトンパスのフォームや体の動きを客観的に振り返る場面を設けます。

I C T 活用の成果

- ・バトンパスにおいて自他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と試行し判断したことを、他者に伝えることができました。(思・判・表)



【カメラ機能で振り返り】

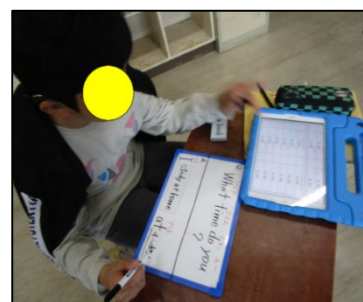
外国語科「i P a dの描写機能を活用した文字に関する指導」(聴覚障がい)

対象生徒の様子

- ・聴覚に障がいがあり、英語の子音や母音を聞き分けたり、正しい発音で話したりするといった、英語の音声によるコミュニケーションが難しい児童

I C T 活用の意図

- ・英単語の定着に向けて、音声でのやり取りに合わせて、日常的に活用する月・日・曜日等の英単語をi P a d内に保存して、文字情報も活用しながら、自ら振り返る場面を設けます。



【描画機能を用いた文字入力】

I C T 活用の成果

- ・写真や絵カードの下にその単語の綴りや発音のルビを添え、音声と合わせて示すことにより、自らの聴覚障がいの状態に応じた情報を活用しながら身近で簡単な英語について、注目して見聞きしようとすることができました。(思・判・表)

生活単元学習「カメラとドキュメントの共同編集機能を用いた新聞作成」

対象生徒の様子

- ・言葉でのコミュニケーションや文字を筆記することが苦手な生徒

ICT活用の意図

- ・タブレットで写真撮影や文字入力等を行い、伝えたいことを表現する学習活動に取り組みながら、写真撮影、文章の打込み、文章の構成など、生徒が得意なことを生かしながら役割分担を行い、協働で新聞を編集する場面を設けます。

ICT活用の成果

- ・写真を見ながら自分が見聞きした事柄や経験を相手に分かりやすく伝えたりするために、「いつ」、「誰が」、「何を」したかなど、内容の時間的な順序に気を付けながら情報を整理することができました。(国語科：知・技)



【カメラ機能と Google ドキュメントの共同編集機能を用いた新聞作成】

遊びの指導「『viscuit』を活用した学びの共有」

対象生徒の様子

- ・自分の好きなことに取り組むとともに、場面に応じて友達と関わり合いながら遊ぶことが目標である段階の児童

ICT活用の意図

- ・アプリケーションを用いて絵を描いたり、描いた絵画をプロジェクターを用いて投影したりする場面を設けます。

ICT活用の成果

- ・投影された画面に好奇心をもって見たり、身の回りの遊びに関心をもって遊んだりすることができました。
(生活科：思・判・表)
- ・遊びの中で、自分たちで作った作品で作成された動画を見ることができました。
(図画工作科：思・判・表)



【アプリ「viscuit」を用いた光遊び】

作業学習「Google スプレッドシートを用いた学習の振り返り」

対象生徒の様子

- ・タブレット操作は得意であるが、文章の記入が苦手であったり、自分自身を客観的に振り返ることが難しい生徒

ICT活用の意図

- ・自己評価する項目をプルダウンにしたり、次回に向けて頑張りたいことをフリック入力したりする場面を設けます。
- ・反省項目を集計し、自己評価と教員による評価をグラフ化して比較する場面を設けます。

ICT活用の成果

- ・自分の成長や課題に気付き、さらなる向上や解決に向けた方策を考え、教師に伝えたり、作業日誌等に文章でまとめたりするなどして表現することができました。
(職業科：思・判・表)



【Google スプレッドシートを用いた
学習の振り返り】

自立活動『視線入力装置』を活用した意思の伝達（コミュニケーション） （肢体不自由）

対象生徒の様子

- ・伝えたい物を凝視したり、透明の文字盤（50 音表）を使用したりして視線やうなづき、首振り等で意思を伝達している児童

ICT活用の意図

- ・視線入力装置を用いて、コミュニケーション活動の幅を広げる場面を設けます。

ICT活用の成果

- ・画面を一定時間見るために頭部を保持しながら、文字盤の中から自分が伝えたい文字を見ることができ視線入力装置を活用し、よりはっきりと意思を伝達することができました。
- ・国語科での作文のコンテストで入賞するなど、教科での学習に生かすことができました。



【視線による文字入力】

〈提言1〉



教員のICT活用指導力向上に向けた特別支援学校の取組

北海道星置養護学校ほしみ高等学園教諭 小林 義 安

はじめに

改訂された特別支援学校等学習指導要領（特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領則及び特別支援学校高等部学習指導要領）では、ICT活用に関して「生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等又は各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。」と示されています。また、国においては、「子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けて」としてGIGAスクール構想の下で、1人1台端末と高速ネットワーク整備を進めているところです。

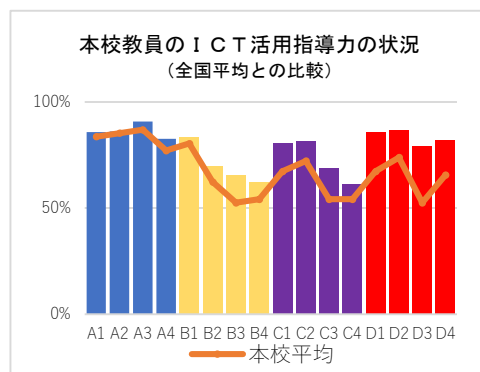
一方で、学校現場では、黒船に例えられているように、突如のICT環境の大幅な充実を受け、新たな教育環境の整備に苦勞する場面も見られています。子供たち以上に、私たち教員が身構えてしまっている様子も見られています。私見ではありますが、指導する立場である私たち教員のICT活用能力向上が、今後のGIGAスクール構想の進展、ひいては令和の時代の新しい教育の成功のカギであると思います。

1 本校教員のICT活用指導力の現状について

本校教員のICT活用指導力の現状を考える際に、毎年文部科学省で実施されている「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の「教員のICT活用指導力の状況」という項目に着目してみました。本校教員と全国平均を項目ごとに比べると、授業や校務でのICT活用能力は著しい差はなかったのですが、「D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」の部分で他の項目に比べて数値が低い状況がありました。具体的には、いわゆる「情報セキュリティ」に関する部分の指導力に弱みがあることが分かりました。

本校における普通の授業の中での活用ですが、「一斉指導」と「個別指導」に大きく分けることができます。

一斉指導の場面では、多くの学校でも行われているような、プレゼンテーションソフトでのスライド提示が最も多く使われています。一昔前までは、授業ごとに掲示物などを作成していましたが、現在はデータの再利用が容易で、マルチメディア要素（動画、画像、音声など）を盛り込むことができるのが大きなメリットになっています。また、タブレット端末でのカメラ機能は、操作も直感的に行うことができることもあり、積極的に使われるようになってきました。写真を撮るだけでなく、ビデオも録画でき、動画編集そして閲覧までの一連の流れも端末内で完結させることができるので、最近の使用頻度が高まっています。そして一部ではありますが、オンラインクイズも利用するようになってきています。単純な文字だけではなく、画像や音声をクイズの問題や解答の選択肢に貼り付けることで、生徒の興味・関心を引くこともでき、効果的な指導に繋げることができるようになってきました。



【本校教員のICT活用指導力の状況】



【オンラインクイズの様子】

個別指導の場面では、「文字の入力」、「語彙の拡充」といった国語的な能力や「数の概念」「四則計算」など算数・数学的な能力の伸長を目指した指導を行っています。

従来の校務用パソコンと校内サーバーを使つての教材の共有だけでなく、指導者用端末とGIGAスクール構想で実現した高速ネットワークを有効に活用したクラウド活用も少しずつ進んでいます。まだ、個人情報問題もあるため全面的な活用には程遠い状況ではありますが、端末とクラウドのシームレスな連携を図ることにより、教材の共有などが少しずつ円滑に行えるようになってきています。

2 本校における教員のICT指導力向上に向けた取組の具体について

これからの令和の日本型学校教育の前提である、一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けて、一番の課題となっているのが、我々教員のICT活用指導力の向上だと思います。そのため、本校では主に以下のことに取り組みました。

昨年度の本校の校内研究においてコロナ禍における授業改善の一環として「教材共有プロジェクト」を立ち上げ、その中でICT活用を一つのカテゴリーとして取り上げました。そして今年度は、学校全体の指導の重点としてICT活用を盛り込み、教員全体への意識化を図りました。改訂された新しい学習指導要領の実施に向けた取組の中でも折に触れて話題に上がっていたこともあり、少しずつではありますが、浸透してきたと思います。

次に研修会の開催があります。本校研究部主催の夏季研修会で、外部講師を招いてタブレット端末のカメラ機能を使った初歩的なICT活用研修講座を開催しました。まずは最初に何に取り組むべきかを、具体的かつ分かりやすく学ぶことができたと思います。

その後、校内無線ネットワークの本格的な始動と指導者用タブレット端末の配備に伴い、多くの教員から基礎的な技術を学ぶ研修の要望が出てくるようになりました。そのため、関係分掌で協議して時間を捻出し、後期よりICTミニ研修会を実施することになりました。「指導の改善」、「業務効率化」、「短時間」、「タイムリーな内容」などをキーワードに据え、毎月1回程度の実施を心がけるようにしています。また、担当者も輪番や分担にすることで、多様な研修が行えるようになってきています。

そして、冬期にはICT活用研修会を本校職員が講師となって行いました。「授業におけるICT活用」「子供の実態に根ざしたICT活用」の2本立てで、多くの教員が参加して指導者用タブレット端末をどのように生かしていくのかを真剣に考える貴重な機会になりました。

このように本校の教職員においては少しずつ着実にICT活用が進み、教員のICT指導力が向上してきているのが、様々な授業場面において見られるようになっています。



【校内夏季研修の様子】



【校内冬季研修の様子】

3 教員のICT指導力向上に向けた取組の今後の展望

来年度から、特別支援学校高等部においては新学習指導要領が年次進行していきますが、GIGAスクール構想における1人1台端末は、保護者負担によるBYOD (Bring Your Own Device: 個人持込端末) または就学奨励事業などにより購入した端末で対応していくことが既に周知されています。あと数年後には、全員が端末を持つ時代が来ます。そこで私たち教員に必要なのは、「子供一人ひとりに個別最適化された学びの多様性を認めたICT活用」なのではないかと思っています。そのためには「環境整備」だけでなく「人的資源の整備」が大切になってくるはずであり、教師のICT活用指導力の向上はより一層重要になってくると思います。そこで大事なことは「とりあえずやってみる」、「戻る勇気も必要」、「誰一人取り残さない」の3つに集約されるのではないかと思います。様々な形の研修を通じて教員全員がICT活用指導力を向上させることで、今後の特別支援教育の質が全体的に向上していくことを切に願っています。

〈提言2〉



校務の情報化に向けた特別支援学校の取組

北海道網走養護学校教諭 古 谷 太 一

はじめに

本校は、網走市呼人地区にある道東唯一の肢体不自由教育特別支援学校で、昭和49年4月に開校し、今年度で48年を迎えました。近くには天都山や網走湖などがあり、「明るく 元気に 呼人で学ぶ」を校訓に掲げ、自然豊かな呼人の地で子供たちが日々勉強に励んでおります。

本校の特徴として、肢体不自由教育特別支援学校ではあるものの、地域の特性から在籍する子供の約8割が、知的障がいや自閉症を有しており、多様な実態の子供たちが学んでいます。

そのため、ICTの活用方法も多岐にわたり、様々な実践に取り組むことができる学校であると感じています。そうした環境の中で、今年度はICTを活用した学びのDX事業を受け、推進校としてICT環境を活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めてきました。

今回は、校務の情報化に向けた特別支援学校の取組について本校の現状や課題について紹介します。

1 校務の情報化についての現状と課題

本校の校務に関わる情報化の現状としては、道内でも決して進んでいる方ではありません。校務支援システムも十分には活用されておらず、出席簿を手書きで記入していたり、個人情報の管理や授業時数計算などを校内独自の様式を使用して、管理していたりしてきたといった現状があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、職員朝会や職員会議などの全職員が同じ場所に集まる集合形式の会議等は、3密を避けるためにZoomを使用して行うなどの取組が行われていますが、校務の情報化の目的とされている業務の削減や効率化には十分に至っていないといった課題もあり、整備に向け検討しているところです。

2 本校における校務の情報化に向けた取組の具体と課題

(1) 具体的な取組

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、オンラインの活用が多く見られるようになりました。職員会議を集合形式ではなく、校内放送を使って取り組んでいた形からZoomを使用した方法に変更したり、校内外の研修などでもZoomを使用して会場を分散したり、来校者の人数を制限したりするなどの取組が行われてきました。

また、保護者懇談や「特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業」に係る相談（以下、「PT相談」という）についても、オンラインを活用して実施されました。

保護者懇談をオンラインで取り組んでみて、職員からは「子供が、家庭で使用している支援具等を画面越しではあるが、見る事ができて良かった。」、「来校しないため、保護者も移動時間が掛からず、新型コロナウイルス感染症の予防にも繋がった。」といった意見が挙がったほか、両親が懇談に参加された保護者からは、「家族内で用事があっても、別々の場所から参加することができてよかった。」といった評価をいただいています。

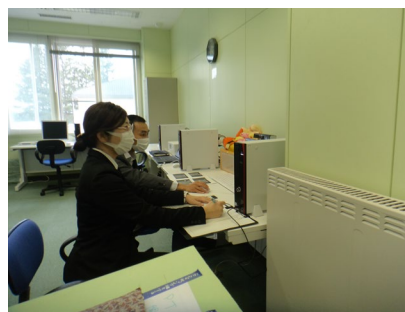


【オンライン保護者懇談の様子】

P T相談については、「コロナ禍で、安全に実施できる手段であった。」、「相手校の教諭と相談する際は、対面式の相談と同様に行えた。」といった意見が挙げられ、これからさらに効果的な方法を考えて、いろいろ試していく必要があります。

校内の情報共有やデータ管理については、令和4年度から現在の校務支援システムが終了し、新校務支援システムに移行することが決定していることを受け、本校も4月からは、新校務支援システムを活用していくための、準備を現在進めています。

このように、本校も少しずつではありますが、様々な校務について情報化を進め、オンラインを活用した情報共有やペーパーレス化、事務作業やデータ管理においての業務の削減や効率化を目指して取り組んでいるところです。



【オンラインでのP T相談の様子】

(2) 課題

本校の校務の情報化においては、「ウェブ会議サービスの活用方法」、「校内の情報共有やデータ管理」に課題となる点が見られました。

オンラインの活用方法については、保護者懇談の際に「学校と家庭での音量設定が違い、聞きづらかったり、音声が重なってしまったりする。」ことや、「子供の評価に関わる話は、対面式の方が良いのではないか。」といったことが課題として挙げられました。

また、P T相談では、「授業観察で、見たいポイントを上手く見ることができないことがあった。」などが課題として挙げられています。

なお、本校は無料版Zoomを利用しているため、P T相談だけではなく、校内外の研修や会議でも、40分間で一度接続が切れてしまうなど、不便さを感じる場面も見られています。オンラインの活用については、昨年度から始まった新しい取組でもあることから、実践・評価・改善を繰り返していくことで、オンラインを活用するための環境整備をしていく必要があると考えています。

校内の情報共有やデータ管理については、校内独自の様式（エクセル等）を使用しており、数式の設定など、専門的な知識が必要になります。現状の事務作業やデータ管理では、業務の削減や効率化を図ることが難しい現状があることから、新校務支援システムの活用を一部の専門的な知識をもつ職員に限らず、全ての教職員がICTを活用できるように取り組んでいく必要があります。

3 今後の校務の情報化に向けた取組の展望

本校の校務の情報化の現状は、道内において先進的な取組とは言い難い状況ですが、オンライン会議を活用した保護者との面談や懇談会、地域との連携は充実し、クラウド等を用いた情報共有の仕組みが整備されているところです。本道の広域性を踏まえると、道内はもとより全国の学校等との情報共有や、遠隔通信システムを用いた研修の機会が増えていくことが予想されることから、本校の校務の情報化への教職員への意識の醸成を図ることが大切です。

道教委が整備している校務支援システムの導入を進め、「出席簿」、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」、「指導要録」、「時数計算」、「子供の健康観察」等が情報化されたり、独自の様式ではなく、新校務支援システムで統一化されることでデータの管理がしやすくなり、業務の削減につながったりするのではないかと考えられます。

そして、校務の情報化による業務の削減や効率化に取り組んだ先にある、教育活動の質の改善を一番に目指していきたいと考えています。

〈市町村教育委員会の取組〉

本道の自治体における特別支援教育の取組とこれからの展望（美瑛町）



北海道教育庁上川教育局教育支援課義務教育指導班主任指導主事
（特別支援教育スーパーバイザー） 鎌 田 隆 仙

はじめに

令和3年6月30日に文部科学省から「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」が示されました。本資料は、平成25年10月に出された「教育支援資料」が改訂されたものであり、障がいのある子供の就学に係る教育相談や就学に向けた学びの場の検討等に関する情報が教育委員会や学校担当者向けに記載された資料です。

今回、「本道の自治体における特別支援教育の取組とこれからの展望」というテーマで、「障害のある子供の教育支援の手引」を活用し、特別支援教育の体制整備に係る先進的な取組を行っている美瑛町教育委員会の千葉教育長及び教育委員会の皆さんに美瑛町における特別支援教育の取組や今後の展望などについてお話を伺いました。

1 「障害のある子供の教育支援の手引」の改訂

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（令和3年1月）」及び中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年1月）」が取りまとめられ、障がいのある子供の就学相談や学びの場の検討等の充実に資するため、「教育支援資料（平成25年10年）」の内容を充実すべきとの提言がなされました。これを受け、文部科学省は、障がいのある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供や、就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるよう、また、障がいのある子供の教育支援に携わる全ての関係者の指針となるよう、「教育支援資料」を改訂し、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」を作成しました。

【「障害のある子供の教育支援の手引」改訂の基本方針】

(1) 一貫した教育支援の充実

障がいのある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、子供の実態に応じた適切な教育及び必要な支援を行う特別支援教育の理念を実現していくため、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた全体を「一貫した教育支援」として、これまでと同様に、継続して重視するとともに、教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しについて改めて理解を求め、一貫した教育支援の中で就学先となる学校や学びの場を柔軟な見直しに務める必要があることについて示しています。

(2) 教育的ニーズの重視

小・中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった学びの場の判断について、市町村教育支援委員会を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするため、「教育的ニーズ」に関する内容やその取扱いについてより細かく提示されています。

(3) 就学先決定等のプロセスに基づく教育支援の質の向上

本人及び保護者、教育委員会及び学校等の共通理解の下、教育支援に関する情報の共有や整理・検討が行われ、市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断や決定が行われるよう、就学先決定等のモデルプロセスや各プロセスにおける基本的な考え方について提示されています。

(4) 就学先となる学校や学びの場における教育機能等の具体化

障がい種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点が具体化されるとともに、就学先となる学校や学びの場、障がいの状態等を踏まえた教育の内容やその取扱い等の検討に資する内容について提示されています。

(5) 情報の引継ぎ等を重視した対応

就労や進学等の教育支援の主体が替わる際、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用により、情報の共有や引継ぎに取り組むことがより強く求められていることから、引き継がれるべき事項やその取扱いに関する記載について提示されています。

※「教育的ニーズ」に係る基本的な考え方

「教育的ニーズ」の把握は、①障がいの状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容、の三つの観点に基づいて整理することとしています。

2 美瑛町における特別支援教育の取組

美瑛町は「丘のまち」と言われ、その美しい景観の中、小学校5校、中学校2校が設置されており、児童432人、生徒202人が在籍しています。小学校、中学校ともに通級による指導が行われており、4障がい種の通級指導教室が展開されています。特別支援学級は、全ての障がい種が設置されており、子供の教育的ニーズを踏まえた学びの充実が図られているところです。通級による指導を受けている児童生徒も特別支援学級に在籍する児童生徒も増加傾向にある中、美瑛町教育委員会と学校が協力し、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に取り組んでいます。これらについて、美瑛町教育委員会の千葉教育長及び教育委員会の皆さんからお話を伺いました。以下に伺った話をまとめます。

(1) 美瑛町の特別支援教育の目指すところ

美瑛町の特別支援教育において重視している点は、2点あります。

1点目は、小学校・中学校の先を見据え、「義務教育修了後の子供たちの育ち」を重視して教育を進めている点です。美瑛町の個別の支援計画「子育てファイル すとりーむ」を全ての子供たちに作成・活用しながら成長を支え、「全ての子供たちに必要な支援を提供していく」ことを基本として、美瑛町を推進しています。

2点目は、「予防教育」を重視して教育を進めている点です。子供たちは、様々な出来事の中で大変な思いをして、乗り越えたり、落ち込んだりする経験を通して気持ちが不安定になることがあります。しかし、このような困難を自分の力で何とか乗り越えてほしいと考えています。美瑛町として、義務教育を修了する15歳までに、例えば「自分の特徴を理解した上で行動に移すことができる力」、「自分の得意なところ、苦手なところを理解し、生かし方や対応策を身に付ける力」や「学んだことを社会生活の中で生かし自立できる力」などを身に付けてほしいと考えています。このような力の育成を学校が意識して教育することで、いわゆる二次的な障がいや不適應の予防につながると考えています。ここにも、特別支援教育を踏まえた支援が必要になります。



【千葉教育長】

Point!



美瑛町の特別支援教育は、「全ての子供たち」に「自分の力を信じ、周りの人と助け合って、困難を乗り越えてほしい」という願いのもと、「美瑛町の全ての子供たちが、将来自立して生きていくために必要な力を身に付けるための支援」と言えます。

(2) 美瑛町における就学先決定に向けた考えとプロセス

美瑛町では、就学前の幼児機関において、保護者が「子供の学びの苦手さから発達障がいに気付く」ことから、就学までの相談で「発達障がい等の傾向や限局性学習症のある就学児を早期に発見し、早期に教育を開始できる」ことを心掛けています。特に「保護者の気付き」については、子供への適切な対応や就学に向けた準備へとつなげ、就学後も教育相談を継続しています。発達障がいのある子供たちが心身症や対人関係上のトラブル、睡眠障がい、学校不適応などの合併率が著しく高いと言われていることから、美瑛町では特に早期発見・早期教育を重視して就学相談を進めています。

具体的な流れとしては、4月に美瑛町の子供支援センターに通っている保護者を対象に説明会を実施し、就学相談の希望がある保護者の申込みを開始します。その後、6月に就学相談を開始し、発達検査の実施や医療からの情報の提出を経て、入学の状況が描けるまで複数回の合意形成面談を実施します。



【千葉教育長と目良参事】

また、10月1日に法令に基づく学齢簿を作成してから、全ての就学児を対象に就学時健康診断（1次検査）を行います。

就学時健康診断（1次検査）後、2次検査対象児について協議し、後日、個別の発達検査とことばの検査を実施します。

その後、入学の状況が描けるまで、保護者と複数回の合意形成面談を実施し、1月中旬に全ての就学児の就学先を決定します。

学びの場の判断については、美瑛町教育委員会が教育支援委員会を開催し、経験から判断する主観を排除し、医師の診断や心理師及び相談支援チーム検査結果と幼児機関等からの情報を基に、明確な根拠をもって協議し、教育委員会が決定します。千葉教育長は、「子供と保護者のため、慎重に適切な判断をしたいと思っています。そのため、誰よりも美瑛町の全ての子供たちのことに詳しくあろうと努めています。」と話してくださいました。



【美瑛町教育のホームページ】 <https://town.biei.hokkaido.jp/child/education/>

Point!



美瑛町の就学までの流れは、「早期からの支援」と「手厚い対応」が特徴です。4月から美瑛町教育委員会が全ての保護者を対象に就学説明会を実施しています。保護者へ就学に係る情報を正確に、また同時期に伝えることは、子供理解や見通しのある子育て等、保護者が安心感をもつことができるため、大変効果的な取組です。また、年間通して就学児や児童生徒の状況を参観したり、学校や保健福祉機関と定期的かつ臨時的に交流する場を設定したりするなど、日常的に子供たちの実態把握に努めています。さらに、就学相談時の医療や特別支援学校の教育相談に教育委員会職員が同行することや、何度も面談し、じっくり、ゆっくりと丁寧な相談を実施することから、保護者との信頼関係がしっかり築けていることも素晴らしい特徴と言えます。

(3) 一貫した教育支援に向けた、子育てファイル「すとりーむ」の作成・活用

就学に係る相談を含めた全ての子供の情報共有の中心に、上川教育局で作成した個別の支援計画「すくらむ」をもとに、美瑛町で作成された個別の支援計画「子育てファイル『すとりーむ』」があります。

【子育てファイル「すとりーむ」のWebページ】

<https://town.biei.hokkaido.jp/child/child-rearing/kosodatefile.html>



「すとりーむ」は、生後6、7か月の乳児を対象に行われる保健センター主催の「すくすく教室」で子供支援センターの職員が「運動とことばのミニ講座」を実施し、その中で「すとりーむ」を説明し、手渡しています。

「すとりーむ」の作成・活用に係る主な特徴は、4点あります。

①保護者も教員も関係機関も「すとりーむ」で情報共有

美瑛町在住の保護者及び子供に関わる関係機関が「すとりーむ」を日常的に使用する意識が非常に高いことが特長です。子供の情報は基本的に「すとりーむ」に記載し、保護者と関係機関の面談の記録は即時「すとりーむ」に綴っており、一貫した支援の中核を担っています。

②個人面談で子供自身が「すとりーむ」のシートに記載

義務教育修了後を見据え、オプションシートの「自己紹介シート」を発達の段階に応じて記入しながら、自分自身のことを改めて理解したり、様々な困難に陥ることになっても、児童生徒自らが自信をもって社会に出て、必要な支援を受けられるようになったりするなど、「すとりーむ」を自分で活用できるように学ぶ機会を設けています。

③数年ごとに行う「すとりーむ」の見直し

法や条例の改正、文部科学省や北海道教育委員会の通知及び作成の中心となる教員の要望を踏まえ、数年おきにシートを追加したり、内容を見直したりして「すとりーむ」のバージョンアップを図っています。教員の作成しやすさを重視し、より活用できるように考えています。全ての子供について作成し、継続して活用することで各発達段階の担当者が複数になり、責任の軽減につながることで働き方改革にもつながります。

④引継ぎシートの確実な作成と提供

上川教育局で作成した個別の支援計画「すくらむ」のオプションシートである「引継ぎシート」を活用して、「すとりーむ」にも「引継ぎシート」を加えています。進学後も適切な支援を受けられるよう確実に作成し、「すとりーむ」の一部として進学先に引き継ぐこととしています。

【上川教育局Webページ内「すくらむ」様式集】

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/sukuramuyousikisyu.html>



Point!



「すとりーむ」を作成することで、面談の際も「すとりーむ」を開きながら明確なねらいをもった話し合いを行うことが可能となるほか、話し合った内容をその場で記載するようにしていることから、教育相談や面談の質を担保し、次の面談へとつなげることが可能となっています。また、関係者同士の情報共有がスムーズになり、相談時間の短縮が図られたことは、中心となって作成・活用する教員が「すとりーむ」の良さとして最も実感しているとのこと。

美瑛町における「すとりーむ」の存在は、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実の中心であること、本人・保護者を含めた全ての関係者の作成・活用への意識が高いことが重要なポイントと言えます。

「すとりーむ」があるからこそ「早期からの就学相談・支援や就学後の継続的な教育相談・支援」、「教育的ニーズの変化に応じた学びの場の柔軟な見直し」、「一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場における学びの連続性の実現」及び「通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった学びの場の判断について、教育支援委員会を起点に、様々な関係者が多角的、客観的な検討」などの実現を可能にしていると考えられます。

(4) 美瑛町教育委員会と学校との連携と教員の資質向上に向けた取組

美瑛町の特別支援教育は、教育長の諮問機関である教育支援委員会とは別に、年2回の特別支援連携協議会を開催し、各校の教頭を中心に特別支援教育コーディネーターも参加するコーディネーター会議、その下部組織に各校の特別支援教育コーディネーターからなるコーディネーター部会を設置し、美瑛町教育委員会と学校が一体となり、特別支援教育に取り組んでいます。

年6回開催するコーディネーター会議では、各校の管理職と特別支援教育コーディネーターが同席することで、学校における特別支援教育の推進が図りやすくなるメリットがあります。

また、月1回開催するコーディネーターの研修では、各校の特別支援教育コーディネーターが自校の取組を交流したり、日頃の悩みを相談したりする場として設定するとともに、特別支援教育スーパーバイザー等の専門家を講師に迎え、特別支援教育における専門性の向上のための研修の機会を設けています。さらに、美瑛町が主催する特別支援教育研修会や生徒指導連絡協議会を複数回開催し、特別支援教育担当者をはじめ、各校の管理職や通常の学級担当者、養護教諭も参加し、美瑛町全体で特別支援教育の係る専門性の向上を図っているところです。

Point!



美瑛町生徒指導連絡協議会は、年間複数回実施しており、特に上川教育局の特別支援教育スーパーバイザーをファシリテーターに、美瑛町内の事例を特別支援教育の視点を加味して事例検討する内容を設定しています。美瑛町ならではの「予防教育」の視点であり、日常的な特別支援教育の推進であると言えます。

美瑛町の特別支援教育は、「教育委員会のリーダーシップ」、「早期からの丁寧な関わりを通じた保護者の理解と厚い信頼」、「日常的で当たり前の特別なことではない特別支援教育」、「本人・保護者・関係者がよさを実感し活用する子育てファイル『すとりーむ』」及び「管理職の特別支援教育への意識の高さ」などが推進のポイントだと言えます。

3 美瑛町における特別支援教育のこれからの展望

美瑛町が推進する特別支援教育の目指す姿は、3点あります。

(1) 保健福祉課とのより一層の協力と連携

4月の子供支援センターでの説明会を就学に向けた取組のスタートとしていますが、子供にとって、よりよい就学を迎えるために、子供子育て支援室や子供支援センターと情報を共有しながら、一層の協力と連携を深めていく必要があると考えています。

(2) 学校における特別支援教育の自立

学校における特別支援教育の推進については、これまでも教育委員会と学校とが一体となって、より子供にあった支援教育を保護者に提示し実践してきました。これから保護者と学校とともに目指す姿は、担当者が変わっても子供の自立に向け、支援の内容が引き継がれていく体制を構築することが大切です。そのためには、複数体制で対応に当たり、面談の対応を記録することで、関わった全ての人たちが支援の内容を共有し、「見える化」していくことが重要と考え、取組を進めています。

(3) 福祉関係機関との連携

美瑛町においても放課後等デイサービスに通う子供が増加しており、子供の情報共有に「すとりーむ」が活用されています。これからは、目標と指導内容の共有を図り、学校における自立活動の充実に向け、より一層の連携が必要と考え、取組を進めています。



【美瑛町教育委員会の皆様】

終わりに

取材を終えて、美瑛町では、公の文書は「特別支援教育」で統一していますが、美瑛町内においては「特別支援教育」は、何も「特別」なことではないと考えていることから、全ての子供にとって必要な「支援教育」と押さえて当たり前前に特別支援教育を実施していると感じました。

義務教育を終える子供たちに、年齢相応の社会性やコミュニケーション能力などの社会に出て使えるものを身に付けさせたいと思うことから、通常の学級においても教科における学習内容を日常生活で生かすことに町内の学校全体で重視した教育計画を作成しています。

全ての学校で、個々の子供の実態に応じて授業改善を進めることを念頭に、集団と個が相互に関係し合いながら、学力の向上を目指していることなどを踏まえると、美瑛町は、国から求められていること、北海道が目指していること以上の特別なことに取り組んでいるわけではなく、むしろシンプルに通知や資料に基づいた特別支援教育を推進してきたからこそ、現在の在り方につながるのだと考えます。

私は、約3年間、上川教育局の特別支援教育スーパーバイザーとして、上川管内の23市町村教育委員会の皆様や医療・福祉の関係機関の皆様、そして学校の管理職や教員の皆様と一緒に特別支援教育の推進に資するよう進めてきました。文部科学省や北海道教育委員会の通知や資料を理解し、その実現に向けて、市町村で組織的、計画的に、全体で歩みを進めることは難しいと感じています。その中で、美瑛町教育委員会が起点となり、保護者や学校、関係機関と強いパートナーシップで連携していること、また一方で、子供や保護者、先生方一人一人と丁寧に時間を掛けて関わる温かな姿勢の両輪は、他の市町村教育委員会の今後の特別支援教育の推進に大いに参考になる取組ではないでしょうか。

取材に際して御準備いただいた、千葉教育長、目良参事、三浦課長補佐、成澤係長に感謝いたします。貴重なお時間ありがとうございました。

〈併設機関〉

児童相談所における相談の現状と、教育機関との連携

北海道中央児童相談所地域支援課相談支援係長 黒 澤 聡

○ 児童相談所について

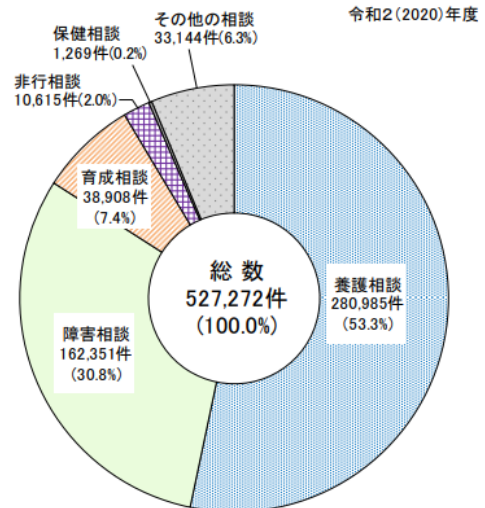
児童相談所（以下「児相」という。）は「虐待に対応する機関」というイメージが定着していますが、実際には児相が関わる子供の問題は、多岐に及びます。全国の児相の相談種別対応件数（令和2年度福祉行政報告例のデータ）をみると、「養護相談（虐待相談を含む）」が最も多く、続いて「障がい相談」、「育成相談」の順になっています。

「障がい相談」の件数が多いのは、児相が知的障がい児に係る障がいの程度の判定事務を担っているためであり、業務実態として児童福祉司等が忙しさや困難さを感じているのは児童虐待対応のケースワークと、「非行相談（ぐ犯、触法）」や「育成相談（性格行動）」の対応です。

児相の相談援助活動には介入機能と支援機能の両面があり、特に児童虐待に関しては「介入と保護」だけではなく「親子の再統合支援」もしなければならず、同じ機関が2つの役割を担う難しさがあります。

在宅支援が必要なケースの場合、児相は教育機関と連携しなければ、学校での子供達の見守りができません。また、児相が関わるケースの多くは、個別対応や特別支援教育が必要な子供達なので、要保護児童対策地域協議会（個別ケース検討会議 以下「要対協」という）等を通じて情報を共有し役割分担をして、支援を行う必要があります。

児相に一時保護される子供達の多くは発達障がいや愛着障がいをかかえており、子供の状況や特性、学力に配慮した支援を行うことが必要ですが、現状は十分な対応ができていません。中央児童相談所は併設されている北海道立特別支援教育センター（以下「特セン」という）と廊下で繋がっており、特センの先生から、個別対応が必要な子供の教育支援や、プレイルームの使用などで協力いただいております。



【全国の児相の相談種別対応件数】

○ 北海道立特別支援教育センターと連携した事例

【経緯】

児相が性格行動相談に関わり、保護者（実母）の希望により一時保護して行動精査を行った普通学級に在籍する児童（以下「本児」という。）の事例です。児相では特別支援教育が適切と判断。一時保護解除時に、特センの教育相談を活用するよう助言しました。以後1年以上にわたり、実母と本児は定期的に特センに来所していました。特センとしては、特別支援学級での支援（生活の場も含めて個別の関わり）が必要と判断しました。

児相や特センが助言しても、実母は本児の状態（知的障がい）を認められず、「新年度になったら本児を施設に入れたい。」「他のきょうだいと同じ

※打ち合わせや情報共有で使用したシート

学校の環境	支援学級			通常学級			支援学校
	〇〇市町村	〇〇市町村以外		〇〇市町村	〇〇市町村以外		〇〇市町村以外
生活の場	〇〇中	〇〇中以外	()	〇〇中	〇〇中以外	()	()
日常の様子							
通所							
場所							
出席点							
手続き							
母							
支援学級							
特セン							
児相							
備考							

【情報共有シート】

学校には行かせたくない。」「施設に入れて別の学校に行かせたい。」と訴えました。

実母の決意は固く、その後は、児相、小学校、特セン及び教育委員会が連携して情報を共有し、各機関が役割分担をして対応を続けました。

【実母の主な訴え】

きょうだいの中で本児だけが他のきょうだいと同じ行動ができない。本児は、通学合宿等の学校行事には参加しており、やればできるのにやらない。親としては、できることを全てやってきた。本児が素直にならない限りどうしようもない。これまで、児相や特センや小学校から言われたことを試してきたが何も改善していない。

【本児の気持ち】

家は安心するところで、実母とは離れたくないとの思いが強い。しかし、現状では実母に本児を受け入れる気持ちがないことを感じており、家族と離れて暮らすことに納得はできないが、仕方がないと諦めています。実母に対する不満は、実母が他のきょうだいにばかりに夢中で本児に構ってくれないことでした。

【児童福祉司の社会診断】

本児が幼稚園から小学校に入学する頃に掛けての養育環境は、実父母の離婚問題で不安定な状態でした。この環境が本児の行動や情緒に影響を与えたと考えます。母子家庭となった後は家族の中で本児だけが阻害されるようになり、きょうだい間でのトラブルが増しています。

実母が受け入れられない本児の行動は、本児に器質的問題（知的能力面の弱さ）がある中で実母から過剰に叱責されることにより、二次的な障がいを起こしている状態と思われます。

実母には本児に対する適切な養育監護を期待できません。現状を放置すれば、本児のストレスが増して行為障がいや精神状態の悪化も予想されることから、本児には家族と距離を置いた生活の場を提供することが適当です。まずは安定した生活の場を確保すべきであり、これらの対応が期待できる児童養護施設に入所することが適切です。

【事例のその後】

本児は、児童養護施設から特別支援学級に通学することになりました。対人関係等で困難を抱えながらも、施設での心理的ケアや学校での個別指導により、新たな生活環境に適応できました。

○ ネグレクトで児童相談所に送致された事例

【経緯】

小学校の特別支援学級に在籍する児童（以下「本児」という）の事例です。発達の遅れがあり（療育手帳B該当）、乳幼児期から保健師が関わって母子通園センター等を利用していました。父親のいない世帯で、児相も発達相談で関わっていました。小学校中学年頃から不登校傾向が続き、地元では養育環境に問題があるケースとして1年以上にわたり何度も要対協を開催しました。関係機関が熱心に介入しても状況の改善がみられず、最終的に地元自治体が児相に送致しました。

【送致内容】

対象家庭において虐待（ネグレクト）を疑う事象が発生しているため、児相の然るべき措置を求めます。また、本児の健全な発達を促す環境が現家庭状況においては確保することが難しいと判断し、本児の家庭環境の改善及び養育環境の改善、教育環境の整備において児相の介入を求めます。

虐待（ネグレクト）の内容は次の通りです。実母は本児が嫌がること（本児の不登校状態の改善、登校刺激、生活リズムの改善等）を指導できません。実母は本児に基本的生活習慣（朝食を含む食生活、排泄の自立、洗顔等の身だしなみ、服装、入浴等の衛生面等）を指導できません。家の中は全般に不衛生です。

【児相の援助方針（児相の対応）】

家庭からの強制的な分離（一時保護）が必要な重篤な虐待（ネグレクト）状態にあるとは考えていません。むしろ、不登校や生活習慣の改善に向けた養育支援が必要との認識です。

実母は、今後の児相の指導について了解しており、児相として支援することができる支援型アプ

ローチ（ソーシャルワークアプローチ）を行います。

【実母の意向】

実母が本児を登校させないということではなく、「登校してほしいと思っている。」「本児が嫌がる（先生が恐い）のでどうしようもない。」「学校に行けなくても、フリースクールのようなところがあれば行かせたい。」「基本的生活習慣が欠如している。」との認識があります。また、利用できる制度や支援があれば受けたい。」との実母の意向があり、実母は、児相の定期的家庭訪問による助言指導は受け入れます。

【事例のその後】

実母や本児にストレスを与える関わり方は避け、実母と本児の自主的な変化（勉強したいとか学校に行きたいという気持ちの変化）を待つ姿勢で関係機関が家庭訪問を継続的に実施しました。月1回の本児の通院に児童福祉司が同行し、医師との連携を図りました。本児と医師との関係は良好で、新年度、新しい担任に代わったで本児は徐々に学校に行けるようになりました。

○ 児童虐待に関する教育現場の役割と責務

児童虐待の防止等に関する法律の第5条に、学校、教職員の責務として、3点規定されています。

- ①学校、教職員等は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める義務があること。
- ②児童虐待の予防・防止や虐待を受けた児童の保護・自立支援に関し、関係機関への協力に努めること。
- ③虐待防止のための子供・保護者への教育・啓発に努めること。

また、第6条に、通告の義務が規定されています。通告には、虐待の事実、証拠は必要ありません。「通告」という言葉は非常に重い印象を受けますが、相談や連絡と同様で、他機関との連携への一歩と考え、一般的に考えて「疑わしい」と感じたら通告をためらうことのないようにしなければなりません。

第3項では、「守秘義務は、通告の義務の遵守を妨げない」と明記されており、通告に際し、教職員として知り得た情報の提供ができることから、児相には、できるだけ多くの情報を伝えてください。

教職員が虐待を疑った場合、「どこまでが虐待なのか」、「通告したら保護者との関係がこじれる」等の迷いやためらいが生じると思います。しかし、保護者との関係悪化を恐れて重大な事態に至ってしまった事例があることに留意しなければいけません。

ただ、相手が、いわゆる「モンスターペアレント」だったら、学校としても慎重にならざるを得ないと思います。通告後、保護者から様々な要求が出されることもあると思います。例えば、児相が登校した子供を一時保護した場合、保護者が学校に押しかけて、「学校が児相に話しただろ」、「先生に裏切られた」などとクレームをつけることも考えられます。この場合、一時保護は児相の権限や責任で行われたことを明確に伝えることが重要です。また、虐待かどうかを判断するのは、学校等ではなく、通告を受けた児相の役割です。

教育現場で、児童虐待を疑ったときには、どのように対応すべきでしょうか。どの組織でも同じですが、まずは、「相談と報告」です。児童虐待を疑ったら、先生が一人で抱え込まず、他の先生に相談し、管理職に報告することが必要です。

子供に心配な様子が見られた場合には、経過を見守るのではなく、必ず保護者へ連絡を入れて事情を聞く（保護者に事情を確認）ことが重要です。

痣などの外傷を発見し、子供自身から聴き取るときは、先生の誘導にならないよう、「どんなふうに、けがをしたの？」などとオープンクエスション形式（「はい」「いいえ」などで答えられない、回答者が自由に考えて答えられる質問）で尋ねることが適切です。

児相としては、子供が心身ともに健やかに成長するために、引き続き教育機関との密な連携をお願いしたいと思います。

〈公立学校教員長期研修制度〉



令和3年度（2021年度）北海道立特別支援教育センター 長期研修生の取組 夕張市立夕張中学校教諭 松 島 あすか

はじめに

「公立学校教員長期研修制度」は、北海道の児童生徒の学力向上や特別支援教育の充実を図るために、公立の小学校、中学校及び特別支援学校等に勤務する教員を道内の研修機関等において研究員等として長期間集中して研修する機会を設け、確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備え、地域や学校における指導的役割を果たしうる教員の養成を図ることを目的とした制度です。

令和3年度、本制度を活用し、一年間道立特別支援教育センターで長期研修生として取り組んだ活動について御紹介します。

1 長期研修生としての活動の概要

(1) 活動の概要

4月に1年間の長期研修のテーマを「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒理解と支援について」と決め、そのテーマに迫るべく活動する内容として、「研修」と「研究」の2つに取り組みしました。

(2) 研修

北海道立特別支援教育センター（以下、特セン）で実施される教職員向けの研修講座には全て参加することができます。加えて、特セン所員の専門性向上のための「所員研修」への参加や「来所教育相談」の見学、「巡回教育相談」への同行など、豊富な学びの機会から選択して参加しました。

(3) 研究

「全教職員が、特別支援教育を自分ごととして捉え、主体的に自身の実践に生かそうとする意欲を喚起する研修を設定することにより、全校的な特別支援教育の推進を図る」を研究テーマとし、文献研究や、夕張市の小・中・高等学校特別支援教育コーディネーターとの研究協議を実施するとともに、所属校における校内研修の実践などの事例研究に取り組みしました。

2 長期研修での研修成果について

コロナ禍ではありましたが、リモートで多くの研修講座に参加したり、協議会や所属校との打合せを実施したりできたので、1年間とても充実していました。研修会等で異なる学校種や地域の先生方と交流した経験は、所属校の課題だけでなく、全道的、全国的な課題に目を向けるきっかけとなりました。また、研究を進める上で、自分がずっと課題と感じていた「特別支援教育の組織的な取組の推進」について、時間をかけて調べたり考えたりしながら解決策を見出していく過程にワクワクしました。所属校の先生方やゆうばり小学校、夕張高等学校の特別支援教育コーディネーターの先生方が熱心に研究に協力して下さり、周囲の方々の温かさや、学校現場の良さを改めて感じられたことも自分にとって良い経験となりました。

おわりに

長期研修のテーマに関わる研究報告書と、所属校で実施した校内研修をもとに作成した「校内研修モデル（仮）」が特センのWebページに掲載されています。小・中・高等学校において特別支援教育コーディネーターが講師として実施する校内研修を想定して作成しましたので、各校で活用していただけると嬉しいです。また、私のように、特別支援学校以外の教員が特センで長期研修を行った例がありません。全ての学校で特別支援教育の充実が求められている中、小・中・高等学校で中心となって特別支援教育に取り組んでいる先生方に長期研修制度を周知し、活用していただきたいと思います。

【特集】道内の特別支援学校による取組事例集 実践事例提供協力者

国語科「ビデオやボイスメモを活用した『読むこと』領域の指導」	北海道紋別養護学校教諭	三 田 泰 宏
国語科「『UDトーク』を活用した『話すこと』領域の指導」	北海道南幌養護学校教諭	柚 原 知 咲
算数・数学科「問題場面の数量の関係に着目した指導」	北海道小平高等養護学校教諭	高 松 蛭
理科「クラウドを活用した教科学習『生命』」	北海道函館高等支援学校教諭	渡 部 一 博
音楽科「『Chrome Music Lab』を活用した『話すこと』領域の指導」	北海道釧路養護学校教諭	諸 橋 征 爾
図画工作科「『ビデオ映像』を活用した観賞の指導」	北海道室蘭養護学校教諭	宮 崎 満智子
美術科「ピンチアウト機能を活用した、作品などの造形の要素に着目させる指導」	北海道札幌稲穂高等支援学校教諭	皆 月 邦 夫
情報科「『A 情報社会の問題解決』における情報機器の基本的な用途の指導」	北海道紋別高等養護学校教諭	辻 沙都子
保健体育科「カメラ機能を活用した陸上競技『リレー』の指導」	北海道白樺高等養護学校教諭	三 浦 慎 一
外国語科「iPadの描写機能を活用した文字に関する指導」	北海道旭川聾学校教諭	谷 奈々美
生活単元学習「カメラとドキュメントの共同編集機能を用いた新聞作成」	北海道苫小牧支援学校教諭	根 井 亮 宗
遊びの指導「『viscuit』を活用した学びの共有」	北海道中標津支援学校教諭	志 藤 叡
作業学習「Googleスプレッドシートを用いた学習の振り返り」	北海道平取養護学校教諭	大 辻 幸 希
自立活動「『視線入力装置』を活用した意思の伝達（コミュニケーション）」	北海道拓北養護学校教諭	村 尾 俊 輔

編集後記

「特別支援教育ほっかいどう」第27号（通巻第71号）では、当センター事業「ほっかいどう・チャレンジドTV」の取組の一環として、「特別支援教育オンライン・スタディ・ガイド～本道の特別支援学校におけるICT活用実践事例～」という特集題の下、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けたICT活用の視点と題した特別寄稿、道内特別支援学校による取組事例に加え、北海道中央児童相談所の取組、市町村における取組、公立学校教員長期研修制度の取組を紹介しました。

本号の発行を通して、道内の特別支援教育のより一層の理解と推進に資することができれば幸いです。

当センターといたしましては、皆様方の御示唆を頂きながら、北海道の特別支援教育の充実を目指し、様々な活動を展開してまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、執筆いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

「特別支援教育ほっかいどう」第27号（通巻第71号）

発行：令和4年（2022年）3月

編集：北海道立特別支援教育センター

北海道札幌市中央区円山西町2丁目1番1号

T E L 011-612-6211（代表） F A X 011-612-6213

E-mail tokucen@hokkaido-c.ed.jp

U R L <http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp>

公式Twitter https://twitter.com/pref_tokucen

YouTube <https://www.youtube.com/channel/UC7ohsCTaA7LKcBpMMw4UPIA>



当センター
Webページ



公式
Twitter



特別支援教育
YouTubeチャンネル

発行者：北海道立特別支援教育センター所長 日向正明